

2.6.5 共催・後援・協賛等の依頼に関する規程

2018年4月18日理事会決

第1条（総則） 本会が主催する行事等（以下、単に行事等という）に関して、本会以外の団体等（以下、他団体等という）に共催・後援・協賛等を依頼する場合は、原則としてこの規程によるものとする。

第2条（定義） 共催・後援・協賛等の定義は次のとおりとする。

- （1）共催は、行事等に他団体等に主体的関与を求めるもの
- （2）後援は、行事等に他団体等のうしろだてを得ることによって、その行事に成果が期待できるもの
- （3）協賛は、行事等に他団体等の賛同を求めるもの
- （4）その他、行事等の性質によっては他の名義を依頼することができる。

第3条（行事等の種類） 本規程の対象とする行事等は次のとおりとする。

- （1）「講習会等事業の企画および実施に関する規程」第2条に関わるもの
- （2）「建築文化事業委員会運営規程」第1条および第2条に関わるもの
- （3）支部が実施する行事
- （4）その他本会が実施する行事等

第4条（承認手続） 前条各号の行事等において他団体等に共催・後援・協賛等を依頼する場合は、当該行事等を企画・実施する委員会は、それぞれの企画承認手続において提出する企画書・計画書等に、共催・後援・協賛等の種別、および依頼先の団体等の名称を記載し、行事等の企画とともにそれぞれの行事等を統括する常置委員会あるいは支部の承認を受けなければならない。

第5条（責任） 共催の責任範囲は、本会と依頼先団体が協議して決めることができる。

第6条（依頼先） 共催・後援・協賛等の依頼先は、原則として官公庁等、非営利団体またはこれに準ずるものとするが、協賛の依頼先は、民間企業も可能とする。

第7条（依頼者） 第3条第1項、第2項および第4項の依頼者は会長名とし、第3項の依頼者は支部長名とする。

第8条（共催金等） 本会が他団体等に共催・後援・協賛等を依頼する場合は、必要に応じて当該団体等に経費の援助を依頼することができる。

第9条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

第10条（その他） この規程に定めのない事項については、それぞれの行事等を所管する規程等による。

附則

1. この規程は、2018年4月18日から施行する。